

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	唐津市(代表)・玄海町

唐津地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 唐津市農林水産部鳥獣対策室
所在地 佐賀県唐津市西城内1番1号
電話番号 0955-53-7501
FAX番号 0955-72-9241
メールアドレス choujyu-taisaku@city.karatsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、シカ、鳥類(カラス・ドバト・鶯類・ヒヨドリ・カウ)
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	佐賀県 唐津市・玄海町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成30年度)

鳥獣の種類	市町	被害の現状		
		品目	被害数値	
イノシシ	唐津市	稲		2858.9万円
		果樹(カンキツ類)	28.4ha	
		飼料作物	1.4ha	676.6万円
		野菜(いも類含む)	0.1ha	
		その他	0.7ha	4.1万円
イノシシ計	玄海町	水稲	1.21ha	112.9万円
		果樹(カンキツ類)	0.08ha	19.1万円
		イノシシ計	31.99ha	3811.8万円
サル	唐津市	果樹(カンキツ類)	0.6ha	416.0万円
		野菜(いも類含む)	0.1ha	53.0万円
	玄海町		0ha	0万円
サル計		0.7ha	469.0万円	
タヌキ	唐津市		0ha	0万円
	玄海町		0ha	0万円
	タヌキ計		0ha	0万円
アナグマ	唐津市	果樹(カンキツ類)	0.4ha	219.3万円
		野菜(いも類含む)	0.07ha	10.8万円
	玄海町	果樹(カンキツ類)	0.05ha	25.4万円
アナグマ計		0.52ha	255.5万円	
アライグマ	唐津市	果樹(カンキツ類)	0.04ha	25.8万円
	玄海町		0ha	0万円

	アライグマ計		0.04 ha	25.8万円
鳥類(カラス・ドバト・サギ類・ヒヨドリ・カワ)	唐津市	果樹(カンキツ類) 野菜(いも類含む)	0.4 ha 0.05 ha	134.9万円 43.2万円
	玄海町		0 ha	0万円
	鳥類(カラス・ドバト・サギ類・ヒヨドリ)計		0.45 ha	178.1万円
合計			33.70 ha	4740.2万円

(2) 被害の傾向

1 イノシシ

山間部、中山間地域が主に被害を受けていたが、近年平坦部にも被害が及び、被害の広域化が進行している。一方侵入防止柵の整備により被害が減少した地域が増えている。

また、農地、農作物の被害は減少したが、農業用施設（耕作道、排水路、堤塘）の法面崩壊等の土木被害発生のほか、住宅の庭先まで出沒し掘り起し等の被害も発生している。

2 サル

サルの生息実態調査により唐津市東部～南部(七山、浜玉町、鏡、宇木、半田、相知町、巖木町)を移動する4つの群れが確認されており果樹を中心に被害が発生している。

3 タヌキ

農作物の被害はほとんど発生していないものの、住宅の倉庫への侵入などの生活環境被害が発生している。

4 アナグマ

イチゴなど施設園芸及び果樹を中心に被害が発生している。

5 アライグマ

捕獲頭数は年々増加傾向にあり、あわせて農作物被害も少しずつ増加している。

6 鳥類(カラス・ドバト・サギ類等)

豆類・果樹類を中心に食害が発生しており、また、糞害、ごみを荒らすなどの生活環境被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	市町	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
被害金額	唐津市	4, 582. 8万円	3, 208. 0万円
	玄海町	157. 4万円	110. 1万円
	計	4, 740. 2万円	3, 318. 1万円
被害面積	唐津市	32. 36ha	22. 65ha
	玄海町	1. 34ha	0. 94ha
	計	33. 70ha	23. 59ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○唐津市と玄海町を含めた広域駆除対策協議会を組織し、協議会でわなを購入し、各駆除班へ貸与している。</p> <p>○唐津市及び玄海町で12地区の駆除班を組織し、その駆除班と協議会が委託契約を結び、駆除を実施している。 また、捕獲報償金を支出し、捕獲意欲の向上を図っている。</p> <p>○サルについては、テレメトリー調査の結果に基づき、大型捕獲檻による捕獲を実施している。</p> <p>○捕獲鳥獣の処理については、埋却または持ち帰り処理となっている。</p>	<p>○風雨・土壌による機材劣化のため、わなの不足が生じている。</p> <p>○駆除員の高齢化・担い手不足、特に銃器による駆除員の減少や高齢化が進んでいる。</p> <p>○捕獲檻による駆除により群れの縮小は進んだが、調査対象となっていない他地域の群れの侵入も確認されており、より広域的な対策が必要となっている。</p> <p>○埋立地の確保、獣肉の消費拡大の一層の推進が必要となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>○防護柵の導入については、県及び国の事業を活用し、電気柵器638台(サル用含む)・ワイヤーメッシュ120, 120mを導入している。</p>	<p>○集落全体での被害防止対策、防護柵の効果的な設置及び維持管理、柵の押上侵入への早期補修対策、耕作放棄地の刈払、放任果樹・餌付け・収穫残渣等の防止にか</p>

		かる、農家・地域住民への啓発活動の一層の推進が必要となっている。
--	--	----------------------------------

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣の生息及び被害状況を考慮すると、両市町の連携及び情報の共有化等を行い、実効性の高い対策を進めていく。</p> <p>また、集落が主体となって被害防止対策に取り組んでいくことが非常に有効であることから、地域懇談会や現地研修会を開催して、効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを進めていく。</p> <p>※今後の計画</p> <p>①地域の意識改革を進め、集落をあげた取り組みの推進を図る。</p> <p>②捕獲、侵入防止及び棲み分け対策を効果的に組み合わせ、技術の普及啓発を行う。また、侵入防止柵の維持管理、補修の強化を図る。</p> <p>③新規の狩猟免許取得者の確保、農家自らの自衛駆除意識の醸成を図る。</p> <p>④唐津市、玄海町により組織した協議会を通じた、市町の連携体制を確立する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>唐津市、玄海町ごとに、猟友会の地区組織が組織化されており、両市町により組織した協議会との間で有害鳥獣捕獲に係る委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲を実施している。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、シカ、鳥類(カラス・トバト・鶯類・ヒヨドリ・カワウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材(箱わな、くくりわな)の導入を進める。 ・狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し、駆除従事者の確保、育成に努める。
3年度	イノシシ、サル、タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材(箱わな、くくりわな)の導入を進める。 ・狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について

	キ、アナグマ、アライグマ、シカ、鳥類(カラス・トバト・サギ類・ヒヨドリ・カワウ)	住民に広報等で周知し、駆除従事者の確保、育成に努める。
4年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、シカ、鳥類(カラス・トバト・サギ類・ヒヨドリ・カワウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材(箱わな、くくりわな)の導入を進める。 ・狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し、駆除従事者の確保、育成に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>1 イノシシ</p> <p>直近3か年の捕獲実績を基に、民家の近くにも出没しているとの情報を踏まえ、捕獲頭数を設定する。実績は28年度7,238頭、29年度5,881頭、30年度6,298頭となっており、捕獲計画数を6,000頭とする。</p>
<p>2 サル</p> <p>被害状況などから個体数が増えている。捕獲実績が28年度61頭、29年度15頭、30年度43頭となっており、テレメトリー調査による加害群の生息実態を活用し、捕獲計画数を100頭とする。</p>
<p>3 タヌキ</p> <p>近年の被害の傾向を踏まえ、捕獲頭数を設定する。 実績は28年度23頭、29年度21頭、30年度31頭となっており、捕獲計画数を40頭とする。</p>
<p>4 アナグマ</p> <p>近年、イチゴなどのハウスへの被害が発生している。 実績は28年度165頭、29年度119頭、30年度129頭となっており、捕獲計画数を200頭とする。</p>
<p>5 アライグマ</p>

「特定外来生物法」に基づくアライグマ防除実施計画を策定し捕獲をしている。

実績は28年度52頭、29年度44頭、30年度76頭となっており、繁殖が予想されることから捕獲計画数を130頭としている。

6 シカ

近年、目撃情報が寄せられており、被害発生が確認されれば早急に対策を講じるために、捕獲計画を10頭としている。

7 鳥類(カラス、ドバト、サギ類等)

近年、豆類・果樹園を中心に食害が発生している。

実績は28年度50羽、29年度35羽、30年度16羽となっており、捕獲計画数を100羽としている。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	6,000頭	6,000頭	6,000頭
サル	100頭	100頭	100頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭
アナグマ	200頭	200頭	200頭
アライグマ	130頭	130頭	130頭
シカ	10頭	10頭	10頭
鳥類(カラス・ドバト・サギ類・ヒヨドリ・カウ)	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容

捕獲方法は、銃器及びわな(箱わな、くくりわな)を基本とする。地域の実情にあわせて、捕獲率向上のための体制を整備する。

また、アライグマについては、狩猟免許取得者ではなく、「アライグマ防除実施計画」に基づく講習会受講者を捕獲従事者として登録し、箱わなを貸与して捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
許可権限委譲済	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度
イノシシ	電気柵	電気柵	電気柵
サル	30,000m	30,000m	30,000m
タヌキ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ
アナグマ	40,000m	40,000m	40,000m
アライグマ			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、シカ、鳥類(カラス・トビ・ハト・サギ類・ヒヨドリ・カワウ)	集落・地域において、地域懇談会、現地研修会及び講演会等を通じて、野生鳥獣による被害防止対策の普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体となった自衛意識の醸成を講じていく。
3年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、シカ、鳥類(カラス・トビ・ハト・サギ類・ヒヨドリ・カワウ)	集落・地域において、地域懇談会、現地研修会及び講演会等を通じて、野生鳥獣による被害防止対策の普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体となった自衛意識の醸成を講じていく。
4年度	イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、シカ、鳥類(カラス・トビ・ハト・サギ類・ヒヨドリ・カワウ)	集落・地域において、地域懇談会、現地研修会及び講演会等を通じて、野生鳥獣による被害防止対策の普及啓発を進めるとともに、地域住民が主体となった自衛意識の醸成を講じていく。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
唐津市、玄海町	情報収集、関係機関通報
唐津市鳥獣被害対策実施隊	捕獲、駆除実施
玄海町鳥獣被害対策実施隊	捕獲、駆除実施
県猟友会唐津支部(旧市町村)	捕獲員の指導、駆除実施
県猟友会相知支部	捕獲員の指導、駆除実施
唐津警察署	事故予防指導、住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制

市町民→関係市町→関係市町実施隊・唐津警察署・関係猟友会

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
唐津市	事務局として協議会に関する連絡調整 農家、住民への啓発普及
玄海町	農家、住民への啓発普及
唐津農業協同組合	農作物被害対策に関する情報提供、営農指導 防護柵の管理維持指導、駆除実施隊への連絡
県猟友会唐津支部(旧市町村)	捕獲員の指導、駆除実施、防護柵の管理維持指導
県猟友会相知支部	捕獲員の指導、駆除実施、防護柵の管理維持指導
東松浦農業共済組合	農作物の被害に関する調査
唐津農林事務所	鳥獣被害防止対策に関する助言、指導
東松浦農業改良普及センター	鳥獣被害防止対策に関する助言、指導
佐賀森林管理署	事故予防指導
唐津警察署	事故予防指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
佐賀県生産者支援課	被害防止対策事業に関する情報提供・指導助言
佐賀県農業技術防除センター	被害防止対策事業に関する情報提供・指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【唐津市】 駆除従事者の一部を隊員とする実施隊を編成している。
(平成23年3月25日設置)

【玄海町】 職員を隊員とする実施隊を編成している。
(平成23年8月22日設置)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した市町、JA、農業共済など関係者による鳥獣被害対策チームを編成し、被害発生集落に対して、集落座談会等を利用した被害防止対策の啓発や防護柵の設置状況の確認、指導を行っていく。

東松浦農業共済組合や唐津農業組合においても、農作物被害が減少しない事態に対応するため、隔年ではあるが防護柵設置や被害軽減対策への補助を予算化するなど、独自の施策を講じている。

山間部を中心として高齢化が進んでいる中、地域が主体となり、一体となった被害防止に向けた活動(被害防護柵の設置、緩衝帯の整備など)を行うことができる体制整備の確立を目指すこととし、関係機関、団体が連携して支援する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、現地での埋設または持ち帰りとして処理している。
食肉としての利活用を図るため、県猟友会と連携して処理加工技術向上研修会を実施している。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--